土地改良財産他目的使用誓約書

　この度、貴土地改良区が管理する土地改良財産を他の目的に使用するにあたり、施設の維持管理等について、下記の事項及び承認条件を遵守し、地域の環境整備に努めるものとし、使用する土地改良財産の保全及び安全に留意することを誓約いたします。

記

（使用目的）

* 許可を受けた後は申請どおりの目的に供することとし、目的以外に利用しないこと。

（使用計画の変更）

* 申請時の計画をやむを得ず変更する場合は、必ず書面により魚沼市土地改良区へ申し出て承諾を得ること。

（既存施設への配慮）

* 周辺農地等のかんがい排水に支障なきよう留意し（ゴミ等の処理を含む）、これを必要な措置をとること。
* 使用申請地に存在する農業用施設の改廃が、魚沼市土地改良区が管理する施設に影響を及ぼす場合は、その補償工事の施工及び経費を負担すること。

（汚水放流禁止）

* 魚沼市土地改良区が管理する用排水路の通水を妨げ、不法投棄や農耕上支障となる汚水の排水等の行為をしないこと。

（譲渡）

* 申請地を第三者へ権利を譲渡する場合は、事前に魚沼市土地改良区に申し出て、譲渡人の責任において、その第三者に魚沼市土地改良区が必要とする誓約書を差し入れさせること。

（損害）

* 申請者の責に帰すべき事由により土地改良施設を損傷、周辺農地を害する等、魚沼市土地改良区の事業、運営に支障を与えた場合は、損害賠償の責を負うこと。

（使用料）

* 魚沼市土地改良区土地改良施設他目的使用規程第１２条により納付すること。また、納付期限内に納付できなかった場合は、その使用の承認を取り消すことがある。

（土地改良事業への協力）

* 魚沼市土地改良区が現在施工、または施工予定の土地改良事業に対して協力すること。

（近隣住民との協議）

* 上記項目以外は関係町内会長、農家組合長の指示に従うこと。また、隣接者とのトラブルは当事者間において処理すること。

（誓約事項反故）

* この誓約事項に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議を申し立てることなく全責任を負うこと。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

魚沼市土地改良区　理事長　様

　　　　　　　　町内会長　様

　　　　　　　農家組合長　様